

コロナ疑い患者への 250 点は 3/1 から 147 点に変更されます

2022 年 10 月 26 日付に発出された「新型コロナ感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 79）」にあるとおり、診療・検査医療機関が新型コロナ疑い患者を対面診療した際に「院内トリージ実施料」（300 点）と併せて算定できる「二類感染症患者入院診療加算」（250 点）が、3 月 1 日より 147 点に変更されます。147 点の算定は 3 月 1 日～3 月 31 日までとなっており、4 月 1 日以降は感染予防策に対しての加算は「院内トリージ実施料」のみとなる予定です。

なお、2022 年 11 月 1 日以降に、疑い患者に対する「二類感染症患者入院診療加算」（250 点）の算定要件を満たしている場合は、新たな要件なしに 147 点を 3 月 1 日以降算定できます。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 （外来診療・診療報酬上臨時的取扱）	147 点	113033650

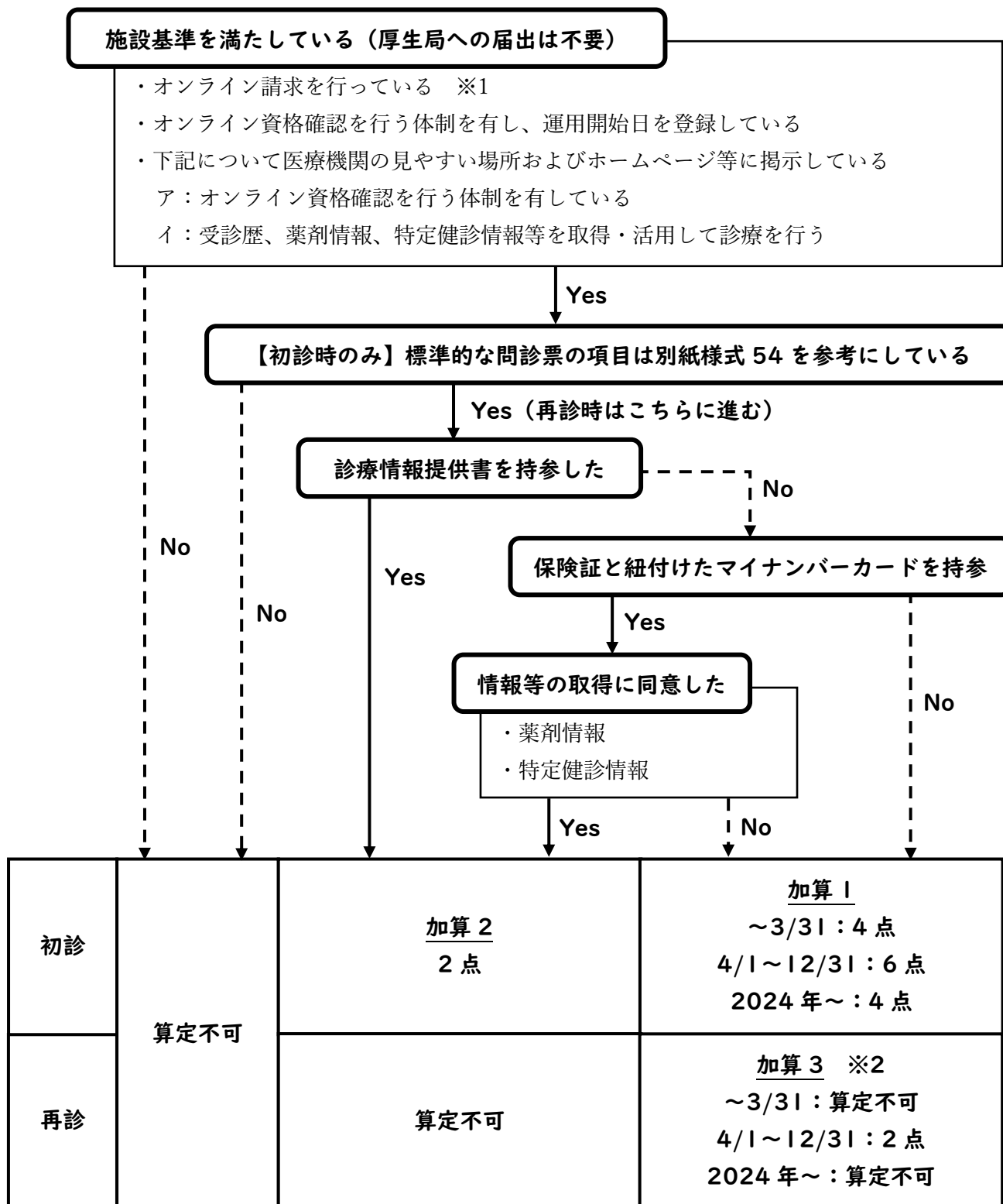
医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

4 月 1 日から 12 月 31 日までの特例措置として、加算 1 は 6 点になり、再診時の加算として加算 3（2 点）が追加されます。算定事例と算定フローをそれぞれご参照ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定事例

	初診時	再診時
①保険証と紐付けたマイナンバーカードで資格確認し、患者が診療情報の取得に同意した場合	加算 2	算定不可
②他医療機関から診療情報の提供があった場合	加算 2	算定不可
③マイナンバーカードによる資格確認時、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合	加算 1	加算 3
④マイナンバーカードが破損等により利用できない場合やマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合	加算 1	加算 3
⑤保険証等、マイナンバーカード以外で資格確認した場合	加算 1	加算 3
⑥通常の保険証で受診した患者に、薬剤情報等を確認しなかった場合	算定不可	算定不可
⑦情報通信機器や電話等を用いた診療、2 科目初・再診料の算定時、往診及び訪問診療時	算定不可	算定不可
⑧同一月に医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 又は 2 を算定している場合	算定不可	算定不可

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定フロー



※1：現在オンライン請求を行っていない医療機関は「令和5年12月31日までにオンライン請求を開始する」ことを地方厚生局長に届け出ることで、加算1～3を算定できる。

※2：同月に加算1や加算2を算定していない場合のみ算定できる。

★協会ホームページに資料を掲載していますのでご参照ください。

【 <https://aichi-hkn.jp/news/13995> 】

愛知県保険医協会

（名古屋市昭和区妙見町 19-2、電話：052-832-1347）